

❖ 掛金額（標準給与）を変更する場合

アイ企業年金基金規約（退職金制度“フリープランコース”、セカンドライフ支援金制度）及び諸規程（退職金規程、セカンドライフ支援金規程等）をもとに掛金額（基準給与、標準給与）を変更することができます

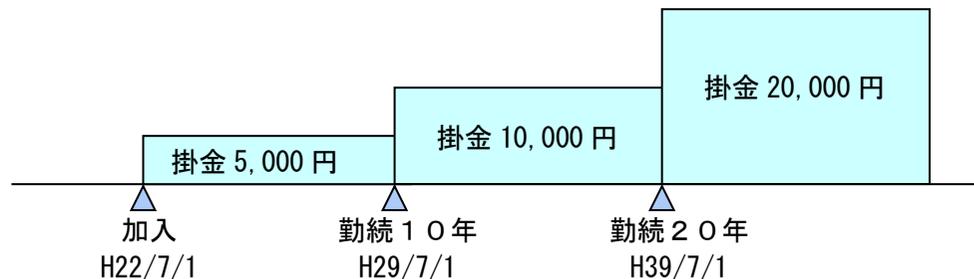
- ◆ 掛金額を変更する制度設計を採用している企業に、年に一度（毎年11月頃）現状の掛金額をご報告させていただきます

ケース①

⇒アイ企業年金基金規約、諸規程（退職金規程等）に以下のように勤続年数に応じた掛金額を規定している場合

勤続	掛金月額
3年～9年	5,000円
10年～19年	10,000円
20年	20,000円

- ・入社日：平成19年7月1日
- ・加入日：平成22年7月1日（資格取得）
- ・勤続10年経過：平成29年7月1日（掛金額変更）
- ・勤続20年経過：平成39年7月1日（掛金額変更）



ケース②

⇒アイ企業年金基金規約、諸規程（退職金規程等）に以下のように役職に応じた掛金額を規定している場合

役職	掛金月額
係長以下	3,000円
課長	9,000円
部長	15,000円

- ・入社日：平成19年7月1日
- ・加入日：平成22年7月1日（資格取得）
- ・昇格（課長）：平成32年4月1日（掛金額変更）
- ・昇格（部長）：平成42年4月1日（掛金額変更）

